

船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する規則(平成 10 年船橋市規則第 41 号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第 2 条 規則第 4 条第 1 号並びに第 2 号ア及びイに掲げる助成の対象となる住宅の改造の費用は、次に掲げるものとする。

(1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 45 条又は第 57 条に規定する保険給付の対象となる改造に係る費用

(2) 車椅子等の使用に伴う各室間の拡張工事に係る費用

(3) 車椅子等の使用に伴う洗面化粧台、キッチン等の設備機器交換に係る費用

(4) 水道の蛇口をレバー式へ交換する改造に係る費用

2 規則第 4 条に掲げる住宅の改造(以下「助成給付対象工事」という。)の費用に加えて、当該改造に要する諸経費、養生費、運搬費及び梱包材処分費等(以下「諸経費等」という。)についても、助成の対象とする。

(諸経費等の算定)

第 3 条 諸経費等は、助成給付対象工事とその他の住宅の改造に係る費用の割合により按分をして算定するものとする。

2 前項の規定により算定した額が助成給付対象工事に係る費用の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、その超えた額は助成しない。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。